

近年の利子・配当課税の実効税率について

山田直夫

一 はじめに

本稿の目的は、ある仮定の下で近年の利子・配当課税の「実効税率」を計測し、そこから二〇〇三年度税制改正における配当課税改革の影響を検討することである。

わが国の金融所得課税制度は金融所得の種類によつて課税方法や適用税率が異なっており、さらに種類の金融所得に対し複数の課税方法が並存している場合もある。そのため名目税率を単純比

較するだけでは金融所得間の税負担の差異について論じることはできない。この問題について論じるには各金融所得の「実効税率」（異なつた税制が適用される所得ごとにその限界税率を求め、それを所得のシェアによつて平均したもの）を把握し、比較する必要がある。わが国では既に利子と配当に対する実効税率を計測した研究が蓄積されている。詳細については後述するが、岩本他（一九九五）は一九八〇年から一九九二年までのわが国の利子・配当課税の実効税率を計測し、中曽根・竹下両政権時の税制改革の家計貯蓄への影響

を検証している。また日本総合研究所は岩本他（一九九五）とほぼ同じ計測手法によって一九九七年度、一九九八年度、二〇〇〇年度の利子・配当課税の実効税率を計測し、その結果を日本総合研究所調査部経済・社会政策研究センター編（二〇〇三）、湯元編著（二〇〇三）などにおいて公表している。

ところで二〇〇三年度税制改正において上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について、二〇％の源泉徴収のみで納税が完了する仕組み（申告不要制度）が導入された。また「貯蓄から投資へ」の対応を一層明確化するため、一〇％の優遇税率が時限的に適用されることとなった。そして二〇〇七年度税制改正ではこの優遇税率の適用期限が一年延長された。（この内、配当課税の変遷については図表5に示している。）

こうした金融所得に対する軽減税率の適用は金融所得の実効税率に影響を及ぼしていると考えられる。しかし配当所得に関しては源泉徴収税率が一〇％のものと二〇％のものに分かれてしまったため、データの制約により実効税率の計測が困難になってしまった。そこで本稿では配当所得の源泉徴収税率が改革によりすべて一〇％になったと仮定し、岩本他（一九九五）で示されている計測手法を参考にしながら二〇〇一年から二〇〇五年までの利子・配当課税の実効税率を明らかにした。そして、二〇〇三年度税制改正における配当課税改革が特に配当に対する実効税率にどのような影響を与えたのかを検討した。結論を先取りすると、税制改正により配当に対する実効税率が低下していることが伺えた。

本稿の構成は以下のとおりである。二節では利子・配当課税の実効税率に関する先行研究の概要

をまとめる。三節では利子・配当課税制度の近年の動きを簡単に説明する。四、五節ではそれぞれ利子と配当に対する実効税率の計測を行う。最後の六節では計測結果について検討を加える。

二、先行研究

前節で述べたように、利子・配当課税の実効税率に関する研究としては岩本他（一九九五）と日本総合研究所による計測がある。

岩本他（一九九五）は一九八八年の利子課税改革に注目し、この税制改革期に利子・配当課税の実効税率がどのように変化したかを見ている。そして世帯の貯蓄・資産選択行動にどのような影響を与えたのかについても検証している。実効税率の計測結果については図表1、2に示されている。岩本他（一九九五）の主な結果をまとめると

以下の三点になる。まず一点目は利子に対する実効税率についてであるが、一九八八年の改革により大きく変化したことが明らかになった。改革以前は八〇%弱の利子所得が少額貯蓄非課税制度の適用を受けていたため、利子所得全体の实効税率は四〜七%台であった。しかし改革後は、少額貯蓄非課税制度が原則廃止されたこともあり、非課税となる利子所得のシェアが二〇%弱にまで低下した。そうしたことから利子所得全体の实効税率は大きく上昇した。二点目は配当に対する実効税率についてである。分析期間中の所得税率の引下げにより、配当所得全体の实効税率が三〇%程度から若干低下したことが示された。三点目は実効税率の変化が個人の貯蓄行動に与える影響についてである。改革後も非課税制度の恩恵を受けられる高齢者世帯は、実効税率の変化の影響を受けたその他の世帯と比較して、利子所得を産む資産を

近年の利子・配当課税の実効税率について

図表 1 岩本他（1995）による利子課税の実効税率

(単位・%)

年	総合課税			源泉分離課税			郵便貯金			非課税			実効税率計						
	所得シェア	実効税率	合計	所得シェア	実効税率	合計	所得シェア	実効税率	合計	所得シェア	実効税率	合計	国税	地方税	合計				
80	0.26	29.27	12.64	41.91	30.66	22.90	0	22.90	0	0	0	69.08	0	0	0	7.10	0.03	7.13	
81	0.26	29.17	12.77	41.94	29.38	23.07	0	23.07	0	0	0	70.36	0	0	0	6.85	0.03	6.89	
82	0.33	29.28	12.95	42.24	24.01	24.74	0	24.74	0	0	0	75.66	0	0	0	6.04	0.04	6.08	
83	0.33	28.31	12.66	40.97	23.67	24.32	0	24.32	0	0	0	76.01	0	0	0	5.85	0.04	5.89	
84	0.30	28.53	12.83	41.36	17.90	25.63	0	25.63	0	0	0	81.80	0	0	0	4.67	0.04	4.71	
85	0.26	29.30	12.86	42.16	21.67	23.87	0	23.87	0	0	0	78.07	0	0	0	5.25	0.03	5.28	
86	0.25	30.21	12.97	43.18	26.45	21.60	0	21.60	0	0	0	73.30	0	0	0	5.79	0.03	5.82	
87	0.24	29.31	13.29	42.59	21.81	22.49	0	22.49	0	0	0	77.95	0	0	0	4.98	0.03	5.01	
88 (1~3月)	0.13	27.48	12.77	40.25	21.17	22.36	0	22.36	0	0	0	78.71	0	0	0	4.77	0.02	4.79	
88 (4~12月)	0.12	27.48	12.77	40.25	31.76	16.57	5.52	22.10	18.87	12.23	4.00	16.23	49.25	0	0	0	7.60	2.52	10.13
88	0.12	27.48	12.77	40.25	29.25	17.57	4.58	22.14	14.39	8.63	2.82	11.45	56.23	0	0	0	6.41	1.76	8.17
89	0.05	31.23	13.47	44.70	46.30	14.79	4.93	19.71	20.42	12.20	3.99	16.19	33.23	0	0	0	9.35	3.10	12.45
90	0.04	29.36	12.70	42.06	63.51	14.65	4.88	19.53	14.88	12.34	4.04	16.38	21.57	0	0	0	11.15	3.71	14.86
91	0.04	29.56	12.54	42.10	67.67	14.58	4.86	19.44	14.14	12.87	4.23	17.10	18.15	0	0	0	11.70	3.89	15.59
92	0.04	27.35	12.30	39.65	57.22	14.54	4.85	19.39	22.89	12.49	4.09	16.58	19.85	0	0	0	11.19	3.72	14.91

(出所) 岩本他 (1995) 37頁

図表2 岩本他(1995)による配当課税の実効税率

(単位・%)

年	総合課税			源泉分離選択課税			証券投資信託			源泉分離課税			計						
	所得シエツ	実効税率	合計	所得シエツ	実効税率	合計	所得シエツ	実効税率	合計	所得シエツ	実効税率	合計	国税	地方税	合計				
80	30.92	39.66	13.10	52.76	1.54	34.84	13.10	47.95	3.51	34.28	0	34.28	64.03	20.00	0	20.00	26.81	4.26	31.06
81	35.02	40.67	13.20	53.87	1.71	34.86	13.20	48.06	5.08	34.60	0	34.60	58.20	20.00	0	20.00	28.23	4.85	33.08
82	29.48	41.60	13.31	54.91	1.48	35.00	13.31	48.31	2.74	35.00	0	35.00	66.31	20.00	0	20.00	27.00	4.12	31.12
83	28.42	40.88	13.22	54.10	1.69	35.00	13.22	48.22	3.50	35.00	0	35.00	66.39	20.00	0	20.00	26.71	3.98	30.69
84	25.30	41.14	13.44	54.58	2.02	34.98	13.44	48.42	2.98	35.00	0	35.00	69.71	20.00	0	20.00	26.10	3.67	29.77
85	25.80	42.56	13.49	56.05	2.05	35.00	13.49	48.49	2.80	35.00	0	35.00	69.36	20.00	0	20.00	26.55	3.76	30.30
86	23.41	42.85	13.53	56.38	1.59	35.00	13.53	48.53	2.90	35.00	0	35.00	72.09	20.00	0	20.00	26.02	3.38	29.41
87	20.20	38.18	13.62	51.81	1.46	35.00	13.62	48.63	3.13	35.00	0	35.00	75.21	20.00	0	20.00	24.36	2.95	27.31
88(1~3月)	28.21	34.84	12.81	47.65	2.31	35.00	12.81	47.81	13.48	35.00	0	35.00	56.00	20.00	0	20.00	26.55	3.91	30.46
88(4~12月)	28.21	34.84	12.81	47.65	2.31	35.00	12.81	47.81	13.48	15.00	5.00	20.00	56.00	20.00	0	20.00	23.86	4.58	28.44
88	28.21	34.84	12.81	47.65	2.31	35.00	12.81	47.81	13.48	20.00	3.75	23.75	56.00	20.00	0	20.00	24.53	4.42	28.95
89	17.57	35.25	12.86	48.11	1.91	34.99	12.86	47.85	20.04	15.13	5.04	20.17	60.48	20.00	0	20.00	21.99	3.52	25.51
90	17.30	34.89	12.70	47.59	1.39	35.00	12.70	47.70	19.50	15.33	5.11	20.44	61.72	20.00	0	20.00	21.87	3.37	25.24
91	21.09	35.70	12.77	48.47	1.90	35.00	12.77	47.77	9.35	15.35	5.12	20.46	67.66	20.00	0	20.00	23.16	3.41	26.58
92	23.18	36.02	12.84	48.86	1.90	35.00	12.84	47.84	6.88	15.20	5.07	20.26	68.05	20.00	0	20.00	23.67	3.57	27.23

(出所) 岩本他(1995)40頁

図表 3 湯元編著 (2003) による利子・配当課税の実効税率

利子所得の実効税率	総合課税				源泉分離課税				二重課税分				計	格差(ポイント) (B-A)			
	所得シミュレーション	実効税率	国税	地方税	合計	所得シミュレーション	実効税率	国税	地方税	合計	所得シミュレーション	実効税率			国税	地方税	合計(A)
岩本他(1995)推計	87	0.24%	29.31%	13.29%	42.59%	21.81%	22.49%	0.00%	22.49%	77.95%	0.00%	0.00%	0.00%	9.35%	3.10%	12.45%	22.30%
↓	89	0.05%	31.23%	13.47%	44.70%	14.79%	14.79%	4.93%	19.71%	33.23%	0.00%	0.00%	0.00%	9.35%	3.10%	12.45%	13.06%
↓	92	0.04%	27.35%	12.30%	39.65%	14.54%	14.54%	4.85%	19.39%	19.85%	0.00%	0.00%	0.00%	11.19%	3.72%	14.91%	12.32%
日本総研推計	97	0.14%	25.96%	11.86%	37.82%	71.19%	14.75%	4.92%	19.67%	28.67%	0.00%	0.00%	0.00%	10.54%	3.52%	14.05%	11.96%
↓	98	0.13%	25.55%	12.34%	37.89%	72.95%	14.96%	4.99%	19.94%	28.91%	0.00%	0.00%	0.00%	10.94%	3.65%	14.60%	11.39%
↓	2000	0.04%	24.00%	10.74%	34.75%	69.83%	14.97%	4.99%	19.96%	30.13%	0.00%	0.00%	0.00%	10.46%	3.49%	13.95%	10.29%

株式配当所得の実効税率

年	総合課税				源泉分離課税				源泉分離課税				計			
	所得シミュレーション	実効税率	国税	地方税	合計	所得シミュレーション	実効税率	国税	地方税	合計	所得シミュレーション	実効税率		国税	地方税	合計(B)
岩本他推計(1995)	87	20.20%	38.18%	13.62%	51.81%	1.46%	35.00%	13.62%	48.63%	75.21%	20.00%	0.00%	20.00%	24.35%	2.95%	27.31%
↓	89	17.57%	35.25%	12.86%	48.11%	1.91%	34.99%	12.86%	47.85%	60.48%	20.00%	0.00%	20.00%	21.99%	3.52%	25.51%
↓	92	23.18%	36.02%	12.84%	48.86%	1.90%	35.00%	12.84%	47.84%	68.05%	20.00%	0.00%	20.00%	23.67%	3.57%	27.23%
日本総研推計	97	19.09%	35.24%	12.88%	48.12%	2.32%	35.00%	12.88%	47.88%	78.59%	20.00%	0.00%	20.00%	23.25%	2.76%	26.02%
↓	98	18.31%	35.44%	13.01%	48.44%	2.79%	35.00%	13.01%	48.01%	78.91%	20.00%	0.00%	20.00%	23.24%	2.74%	25.99%
↓	2000	17.45%	28.30%	11.09%	39.39%	3.28%	35.00%	11.09%	46.09%	79.28%	20.00%	0.00%	20.00%	21.94%	2.30%	24.24%

(資料) 岩本他 (1995)、日本総合研究所推計

(注) 1 原則として、岩本他 (1995) の手法に従い推計。

2 ただし、岩本他 (1995) と当社の推計手法は、郵便貯金分、投資信託分、諸控除の扱い等が一部異なるため、両者の厳密な比較には適さない。

3 当社推計値は、所得税の定率減税分および総合課税の少額配当による住民税非課税分を考慮していない。

4 99年の推計値は、異常値と思われるため削除した。

(出所) 湯元編著 (2003) 66—67頁

相対的に増加させていることを指摘している。なお本稿の目的意識から重要なのは利子課税と配当課税の実効税率の比較であるが、図表1、2を比較すれば改革前は配当所得の方が二〇%以上高かったが、改革後はその差が一〇%台前半に縮まっていることがわかる。

続いて日本総合研究所による計測を湯元編著(二〇〇三)に基づいて見ていきたい。湯元編著(二〇〇三)では預貯金と株式の税負担の比較を目的として、利子所得と株式配当所得の実効税率を計測している。計測結果は図表3に示されているとおりである。それによれば二〇〇〇年度の利子所得の実効税率は一三・九五%、株式配当所得の実効税率は二四・二四%で株式配当所得の方が利子所得より重課されている。ただし、岩本他(一九九五)の結果も合わせて時系列で見ると、この格差が次第に縮小していることがわかる。そ

うしたことから湯元編著(二〇〇三)は「預貯金が一貫して税制上優遇されてきたから、個人マネーがリスク資産に向かわない」という通説が必ずしも正しくないとしている。

三、利子・配当課税制度

本節では分析対象期間中の利子・配当課税制度の変遷を振り返りながら、その概要について紹介する。したがって、一部言及していない制度もある。さらに二〇〇七年からの変更についても触れていない。

(1) 利子課税

利子所得に対する課税方法としては総合課税、源泉分離課税、非課税の三種類があり、その概要をまとめたのが図表4である。

近年の利子・配当課税の実効税率について

図表 4 利子課税の概要

区 分	概 要
<ul style="list-style-type: none"> ・国際復興開発銀行債（世銀債）、米州開発銀行債（米州開銀債）、アジア開発銀行債（アジ銀債）、などの円建て外債からの利子 ・国外に所在する金融機関等に預けた預貯金等の利子 	<p>総合課税</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金や公社債の利子 ・合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得 	<p>源泉分離課税 税率20%（所得税15%、住民税5%）</p>
<p>非課税制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老人等の非課税貯蓄制度 （2005年末までに段階的に廃止され、障害者等の非課税貯蓄制度に改組） ・勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度 ・勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度

総合課税されるものは、国際復興開発銀行債（世銀債）、米州開発銀行債（米州開銀債）、アジア開発銀行債（アジ銀債）などの円建て外債からの利子、国外に所在する金融機関等に預けた預貯金等の利子がある。

一方、源泉分離課税が適用される利子所得としては、預貯金や公社債の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得がある。適用税率は二〇%（所得税一五%、住民税五%）である。また特定の割引債（中期割引国債や政府短期証券など割引国債のうち一定のもの及び割引金融債）の償還差益については、割引債を発行するときに一八%（所得税一八%、住民税非課税）の源泉分離課税が適用される。なお所得区分は雑所得である。

最後に非課税とされる利子所得について説明する。利子所得に対する非課税制度として老人等の

少額貯蓄非課税制度が設けられていた。これは、老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度、老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度及び老人等の少額公債の利子の非課税制度のことで、それぞれについて元本三五〇万円までの利子が非課税の対象であつた。この制度は二〇〇二年度税制改正により二〇〇五年末までに段階的に廃止され、二〇〇六年一月から障害者等の少額貯蓄非課税制度に改められた。この障害者等の少額貯蓄非課税制度は、障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度、障害者等の少額公債の利子の非課税制度のことを指し、やはりそれぞれについて元本三五〇万円までの利子が非課税である。

その他の非課税制度としては、勤労者財産形成住宅貯蓄と勤労者財産形成年金貯蓄の二つの非課税制度がある。これらの制度は共に五五歳未満の

勤労者を対象としている。前者は勤労者の持家取得の促進を図ることを目的とし、後者は計画的な財産形成、特に老後の生活安定を目的としている。そして両方を合わせて元本五五〇万円までの利子等について非課税とする制度である。ただし財形年金貯蓄非課税制度については、郵便貯金、生命保険の保険料、生命共済の共済掛金、損害保険の保険料は三八五万円までとされている。(残りの一六五万円については財形住宅貯蓄の非課税の枠として利用できる。)

(2) 配当課税

配当所得に対する課税は、前述したように二〇〇三年度税制改正により大きく変更され、さらに二〇〇七年度税制改正により、時限的に適用された軽減税率の適用期間が一年延長された。その変遷を示したのが図表⁵である。

近年の利子・配当課税の実効税率について

図表5 配当課税の概要（所得税・個人住民税）

	～平成15.3	平成15.4～平成15.12	平成16.1～平成20.3 (19年度改正：平成21.3まで1年延長)	平成20.4～ (19年度改正：平成21.4～)
配 当 所 得	上場株式等の配当等 (注1)及び特定株式 投資信託の収益の 分配	総合課税 (20%の源泉徴収〔所 得税〕) 次の課税方式の選択が 可能	総合課税又は確定申 告不要 (10%の源泉徴収 〔所得税〕)(注4)	総合課税又は確定申 告不要 (20%の源泉徴収) (所得税15%、住民 税5%)
	非上場株式等の配当 等(注1)	○源泉分離選択課税 (注2) (35%の源泉徴収〔所 得税〕) ○確定申告不要(注3) (20%の源泉徴収〔所 得税〕)	総合課税 (20%の源泉徴収〔所得 税〕)	
	1回の支払配当 の金額が10万円 を配当計算期間 であん分した金 額以下のもの		総合課税又は確定申告 不要 (20%の源泉徴収〔所得 税〕)	
公募株式投資信託の 収益の分配等	源泉分離課税 (20%の源泉徴収〔所得 税15%、住民税5%〕)		総合課税又は確定申 告不要 (10%の源泉徴収) (所得税7%、住民税3%) (19年度改正：平成21.3まで1年延長)	総合課税又は確定申 告不要 (20%の源泉徴収) (所得税15%、住民 税5%)

- (注) 1. 平成15年4月以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、発行済株式総数の5%以上の株式等に係るものに対する課税は、非上場株式等の配当等に対する課税と同じである。
2. 発行済株式総数の5%未満の株式等に係る配当等で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のものについて適用がある。また、個人住民税は総合課税。
3. 1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のものについて適用がある。また、個人住民税は平成14年12月までに支払を受けるものは非課税、平成15年1月以降に支払を受けるものは総合課税。
4. 平成15年4月～平成15年12月までの間に生じた上場株式等の配当等に係る個人住民税は非課税。

(出所) 財務省財務総合政策研究所編(2007)78頁より作成

まず株式等の配当に注目する。二〇〇三年三月末までは保有割合や支払配当の金額によって三種類の課税方法が存在した。つまり、総合課税(一〇%の源泉徴収〔所得税〕)、源泉分離選択課税(三五%の源泉徴収〔所得税〕)、確定申告不要(二〇%の源泉徴収〔所得税〕)である。

二〇〇三年度税制改正では三つの点で変更がなされた。まず一つ目は上場株式等の配当所得に係る申告不要の特例の適用上限額が撤廃されたことである。二つ目は上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率が変更されたことである。三つ目は株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税(三五%の源泉徴収〔所得税〕)が二〇〇三年三月末で廃止されたことである。これらの変更により、上場株式等の配当(大口以外)等の課税方法は総合課税又は申告不要(時限的に一〇%の源泉徴収)になった。また上場株式等の配当(大口以外)等以

外、つまり上場株式等の配当（大口）と非上場株式等の配当は、総合課税（二〇％の源泉徴収〔所得税（一）〕になった。なお上場株式等の配当（大口以外）等以外で、一回の支払配当の金額が一〇万円を配当計算期間で按分した金額以下のものについては総合課税又は申告不要（二〇％の源泉徴収〔所得税（一）〕である。

続いて公募株式投資信託の収益の分配等について見てみよう。二〇〇三年二月末までは預貯金の利子などと同様に税率二〇％（所得税一五％、住民税五％）の源泉分離課税であった。しかし二〇〇四年一月からは上場株式等の配当等と全く同じ税制になった。つまり、総合課税又は申告不要（時限的に一〇％の源泉徴収）である。

最後に総合課税される際に適用される配当控除について説明する。配当控除は課税所得金額が一〇〇〇万円以下の場合には配当所得の二一・八％

（所得税一〇％、住民税二・八％）、一〇〇〇万円を超えた部分については六・四％（所得税五％、住民税一・四％）を算出税額から控除するものである。

四、利子課税の実効税率の計測

(1) 総合課税

『税務統計から見た申告所得税の実態』（国税庁）から各所得階級の一人当たり課税所得額がわかるので、そこから各所得階級の所得税の適用限界税率を求めた。そしてそれを各所得階級の利子所得をウェイトにして加重平均し、国税分の実効税率とした。地方税については課税所得金額が所得税とは異なるがここでは同一であると仮定し、住民税の適用限界税率を求めた。以降は所得税と同様の手法で計測した。そして国税分と地方税分

の実効税率の合計を総合課税における実効税率とした。ここでは国税と地方税の課税所得金額が同一と仮定したが、本当は異なるので国税分と地方税分の実効税率を単純合計することは厳密には正しくない。なお定率減税については考慮していない。

(2) 源泉分離課税

『国税庁統計年報書』（国税庁）にある「利子所得等の課税状況」のデータを用いた（したがってここでの利子所得には割引債の償還差益も含まれている）。ただし、そこからわかる利子所得金額（課税分支払金額）は個人のほか、法人の受取分も含まれている。また『税務統計から見た法人企業の実態』（国税庁）には法人の支払った利子・配当所得の源泉徴収税額が所得税額控除として記載されており、さらに受取配当額も記載されてい

る。そこでまず、以下のような計算により法人の利子所得を求めた。

$$\begin{aligned} & \text{法人の利子所得} = \\ & \frac{\text{所得税額控除額} - \text{受取配当} \times \text{源泉徴収税率}}{0.2} \end{aligned}$$

そして課税分支払金額から法人の利子所得を差し引き、個人の利子所得を求めた。また、国税の額は以下の式により求めた。

国税の額 =

$$\text{課税分源泉徴収税額} - \text{法人の利子所得} \times 0.15$$

そして国税の額を個人の利子所得で除したものを国税分の実効税率とした。地方税分については、地方税の額を国税の額の三分の一として、同様の計算を行った。

なお配当所得の源泉徴収税率は二〇〇三年四月に変更されているので二〇〇一、二〇〇二年につ

いては二〇%を二〇〇四、二〇〇五年については仮定により一〇%を適用した。二〇〇三年についてはデータを期間によって按分することで対応した。したがって二〇〇三年以降の個人の利子所得を実際よりも過少に計測していることになる。

岩本他（一九九五）では郵便貯金について別に項目をたてて発生時ベースで実効税率を計測している。しかし本稿では単純化のため郵便貯金も源泉分離課税に含めている。

(3) 非課税

『国税庁統計年報書』（国税庁）の「利子所得等の課税状況」にある「老人等非課税、財形貯蓄非課税分支払金額」を非課税分の利子所得とした。

(4) 利子課税の実効税率

上記の方法により求めた各課税方法の実効税率

を利子所得額で加重平均し、利子課税の実効税率を求めた。それらの結果をまとめたのが図表6である。所得シエアを見ると総合課税の所得シエアはほとんどない。また二〇〇四年までは源泉分離課税が七〇%台を占め、残りを非課税分が占めるという状態が続いた。二〇〇五年に源泉分離課税の所得シエアが低下している。これは所得税額控除額が非常に大きく個人の利子所得額が小さくなったためである。非課税制度に大きな変更がないので、非課税制度の影響とは考えられない。

国税の実効税率について見ると総合課税は二〇%台半ばで推移している。源泉分離課税は一貫して名目税率の一五%に近い値である。地方税の実効税率は、総合課税は約一〇%、源泉分離課税は約五%である。利子所得全体の実効税率は国税で一〇%前後、地方税で四%弱、全体では一五%前後で安定しているといえる。

近年の利子・配当課税の実効税率について

図表 6 利子課税の実効税率

(単位 %)

年	総合課税				源泉分離課税				非課税 所得シェア
	所得シェア	実効税率			所得シェア	実効税率			
		国税	地方税	合計		国税	地方税	合計	
2001年	0.02	24.40	10.66	35.05	78.52	14.96	4.99	19.94	21.46
2002年	0.07	23.91	10.55	34.45	78.51	14.95	4.98	19.93	21.42
2003年	0.14	24.23	10.62	34.86	72.55	14.95	4.98	19.94	27.30
2004年	0.12	25.11	10.77	35.88	79.19	14.95	4.98	19.93	20.68
2005年	0.39	26.38	11.28	37.66	65.16	15.16	5.05	20.21	34.45
年	計								
	実効税率								
	国税	地方税	合計						
2001年	11.75	3.92	15.66						
2002年	11.75	3.92	15.68						
2003年	10.88	3.63	14.52						
2004年	11.87	3.96	15.83						
2005年	9.98	3.34	13.32						

五、配当課税の実効税率の計測

(1) 総合課税

利子課税の場合と同じ方法で各所得階級の適用限界税率を求めた。そして一人当たり配当控除額を考慮しながら税額を算出し、それを配当所得で除して各所得階級の実効税率を求めた。最後にそれを各所得階級の配当所得をウェイトにして加重平均した。ここでも国税分と地方税分の実効税率を単純合計することは厳密には正しくない。なお定率減税については考慮していない。

(2) 源泉分離選択課税

『国税庁統計年報書』（国税庁）にある「配当所得の課税状況」のデータを用いた。国税分については、源泉分離（選択）課税適用分の中で、「利

益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等」に区分されている源泉徴収税額を支払金額で除して実効税率を求めた。地方税は総合課税なので先に求めた実効税率が適用されるものとした。この課税方法は二〇〇三年三月で廃止されているので二〇〇四年以降は計測していない。

(3) 証券投資信託の収益の分配（源泉分離課税）

国税分については、『国税庁統計年報書』（国税庁）にある「配当所得の課税状況」のデータを用い、源泉分離（選択）課税適用分の中で「公募、私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配」に区分されている源泉徴収税額を支払金額で除して実効税率を求めた。地方税分の実効税率は国税分の三分の一とした。この課税制度が存在したのは二〇〇三年一二月末までな

ので二〇〇四年以降は計測していない。

(4) 源泉分離課税（確定申告不要）

『国税庁統計年報書』（国税庁）にある「配当所得の課税状況」のデータを用いた。ただし、そこからわかる配当所得金額のうち、一般課税分については個人のほか、法人の受取分も含まれている。また総合課税の源泉徴収分も含まれている。

『税務統計から見た法人企業の実態』（国税庁）から法人の受取配当額が、『税務統計から見た申告所得税の実態』（国税庁）から申告所得の配当所得がわかるので、これらを差し引いたものをここの配当所得とした。税率については仮定により、国税は二〇〇一年～二〇〇三年三月までは二〇％、二〇〇三年四月～二月までは一〇％、二〇〇四年以降は七％とした。また地方税は、二〇〇四年以前は非課税、以降は三％とした。した

がって二〇〇三年四月以降の計測では国税分の実効税率を実際よりも過少に、地方税分の実効税率を過大に計測していることになる。

(5) 配当課税の実効税率

上記の方法により求めた各課税方法の実効税率を配当所得額で加重平均し、配当課税の実効税率を求めた。それらの結果をまとめたのが図表7である。まず所得シェアを見ると総合課税の所得シェアは二〇〇一、二年では一七％台であったが、二〇〇三年には一〇％弱になり、源泉分離選択課税などが完全に廃止された二〇〇四年には約三一％に拡大した。しかし二〇〇五年には四・八％となった。二〇〇四年に所得シェアが激増したのは法人の受取配当額が大きく、源泉分離課税が適用される所得額が小さくなったためである。ただし総合課税が適用される所得の額は二〇〇五年

図表 7 配当課税の実効税率

(単位 %)

年	総合課税			源泉分離選択課税			証券投資信託					
	所得シェア	実効税率	合計	所得シェア	実効税率	合計	所得シェア	実効税率	合計			
	国税	地方税		国税	地方税		国税	地方税				
2001年	17.56	28.09	11.00	39.09	3.00	35.00	11.00	46.00	7.91	15.07	5.02	20.09
2002年	17.37	28.32	11.03	39.35	4.38	35.00	11.03	46.03	9.21	15.00	5.00	20.00
2003年	9.76	28.01	10.95	38.96	1.29	35.00	10.95	45.95	11.28	14.97	4.99	19.96
1～3月												
4～12月												
2004年	30.69	28.06	10.92	38.98								
2005年	4.80	28.35	11.02	39.37								

年	源泉分離課税			計			
	所得シェア	実効税率	合計	国税	地方税	合計	
	国税	地方税		国税	地方税		
2001年	71.53	20.00	0.00	20.00	21.48	2.66	24.14
2002年	69.05	20.00	0.00	20.00	21.64	2.86	24.50
2003年	77.67			12.50	14.58	1.77	16.36
1～3月				20.00	0.00		
4～12月				10.00	0.00		
2004年	69.31	7.00	3.00	10.00	13.46	5.43	18.89
2005年	95.20	7.00	3.00	10.00	8.03	3.39	11.41

より二〇〇四年の方が小さい。二〇〇四年以外を見ると総合課税の所得シエアは減少傾向にあるといえる。一方、源泉分離選択課税の所得シエアはそれほど大きくない。特に二〇〇三年に所得シエアが小さいがその理由は同年三月でこの制度が廃止されたからである。証券投資信託は一〇%前後の所得シエアであった。所得シエアが最も大きいのが源泉分離課税で、ほぼ七〇%台で推移し、二〇〇五年には九五・二%にまで上昇している。二〇〇五年の所得シエア急増についてはその要因を注意深く検討しなければならないが、一因として税制改正により、申告不要制度を選択した方が有利な配当所得が増加したことが考えられるだろう。

国税の実効税率について見ると総合課税は二八%台で推移している。源泉分離選択課税は三五%、証券投資信託は一五%で安定している。地方

税の実効税率は、総合課税は約一一%、源泉分離選択課税ももちろん約一一%、証券投資信託は約五%で安定している。配当所得全体の実効税率は二〇〇一、二年が二四%台であった。それに比べると二〇〇三年以降の実効税率は低下している。これは所得シエアの大きい源泉分離課税に対し軽減税率が適用されているためと考えられる。

六、考察

(1) 総合課税における実効税率

総合課税における利子・配当課税の実効税率(合計)を比較すると一貫して配当課税の方が高くなっている。これは配当所得が高所得者層に集中していることが一因である。図表8は二〇〇五年の申告所得税について配当所得の税率、所得額、そして人数を所得階級別に示したものであ

図表 8 配当所得の人数・所得シェア (2005年)

合計所得階級	適用限界税率 (国税+地方税)	実効税率 (国税+地方税)	配当		所得	
			人員 人	人数シェア %	配当所得額 百万円	配当所得シェア %
70万円以下	15	2.14	1960	0.59	209	0.04
100万円〃	15	2.29	4188	1.26	292	0.06
150万円〃	15	2.23	12598	3.78	1233	0.26
200万円〃	15	2.22	19971	5.99	2343	0.50
250万円〃	15	2.20	25496	7.65	3519	0.74
300万円〃	15	2.21	22221	6.67	3493	0.74
400万円〃	20	7.20	33804	10.14	5822	1.23
500万円〃	20	7.19	26218	7.87	5436	1.15
600万円〃	30	17.19	21256	6.38	5496	1.16
700万円〃	30	17.20	17532	5.26	5441	1.15
800万円〃	30	17.19	14516	4.36	5028	1.06
1,000万円〃	30	17.20	21278	6.38	8870	1.87
1,200万円〃	33	24.68	15510	4.65	8262	1.75
1,500万円〃	43	35.32	19202	5.76	15117	3.19
2,000万円〃	43	35.96	22207	6.66	25536	5.40
3,000万円〃	50	43.60	23080	6.92	43186	9.13
5,000万円〃	50	43.60	18009	5.40	62672	13.25
5,000万円超	50	43.60	14268	4.28	271195	57.32
計			333314	100.00	473152	100.00

(出所) 『税務統計』から見た申告所得税の実態 平成17年分』(国税庁) より作成

る。これによると限界税率五〇％（実効税率四三・六％）が適用される個人の配当所得のシェアは七九・七％なのに対し、人数シェアはわずか一六・六％である。したがって実際に高い実効税率に直面する個人の数はそれほど多くないということができる（日本総合研究所調査部経済・社会政策研究センター編（二〇〇三、一五三頁）は二〇〇〇年度の配当所得のデータを用いて、「一見すると利子所得よりも高い印象を受けるが、総合課税の人数シェアをみる限りでは税負担が一樣に過重とはいえないことがわかる」と指摘している）。ちなみに利子所得の場合、限界税率五〇％が適用される個人の利子所得のシェアは四三・〇八％、人数シェアは一八・七％である。

(2) 二〇〇三年度税制改正の影響

本稿では税率に仮定を設けて、近年の利子・配

当課税の実効税率を計測した。分析対象期間中に利子課税に関する大きな改正がなかったこともあり、利子課税の実効税率は安定していた。一方、配当課税の実効税率は二〇〇三年度税制改正以降、一〇％台に低下していた。

では実際の税制改正の影響はどうだろうか。配当所得の所得シェアについては仮定の影響を受けていない。したがって実際に税制改革後も多くの割合の配当所得が源泉分離課税の適用を受けている。さらにその一部は軽減税率を適用されているので、配当所得全体の実効税率も計測結果ほどではないにしても低下しているものと考えられる。

最後に利子と配当の実効税率格差について見てみよう。図表5、6のそれぞれの下段にある「計」という項目の実効税率の合計の欄を比較することにより、利子所得と配当所得の実効税率の格差がわかる。それによると二〇〇四年までは配

当課税の実効税率が上回っている。その差は二〇〇二年では八・八二ポイントであったが、二〇〇三年では一・八四、二〇〇四年では三・〇六、そして二〇〇五年には逆に一・九一だけ利子所得の方が高くなっている。したがって実際にも計測結果ほどではないにしても税制改革後に実効税率の差が縮小している可能性が高い。ただし、以上は個人段階での議論である。周知のとおり配当に関しては法人税と個人所得税の二重課税の問題があり、厳密に両者を比較するには法人段階まで考慮しなければならない。

(参考文献)

岩本康志・藤島雄一・秋山典文(一九九五)「利子・配当課税の評価と課題」『フィナンシャル・レビュー』第三五号、二七—五〇頁

財務省財務総合政策研究所編(二〇〇七)『財政金融統計月報』第六六〇号

日本総合研究所調査部経済・社会政策研究センター編(二〇

〇三)『税制・社会保障の基本構想』日本評論社
湯元健治編著(二〇〇三)『税制改革のグランドデザイン』生産性出版

(やまだ ただお・当研究所研究員)